

令和8年度京都府商慣習見直しセミナー（仮称）開催業務 仕様書

1 業務の名称

令和8年度京都府商慣習見直しセミナー（仮称）開催業務

2 業務の背景・目的

京都府では、令和6（2024）年度に京都府内で発生した食品ロスは、約9.5万トンであり、そのうち家庭系食品ロスが4.1万トン（43%）、事業系食品ロスが5.4万トン（57%）を占めている。

特に事業系食品ロスの発生要因として、フードサプライチェーン（食品小売業者、食品卸売業及び食品製造業等）における商慣習があげられており、3分の1ルールの見直しや、納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化等の商慣習の見直しが求められている。

こうした状況を受け、京都府では、令和7年度に、京都府内における商慣習の現状や見直しに向けた取組事例等の実態を把握し、今後の働き掛けの方策を明らかにするため、京都府内の食品関係事業者に対するヒアリング調査等を行った。ヒアリング調査の結果、商慣習見直しに関する多くの取組等の実態を把握することができた。また、優良事例等については、「商慣習見直しによる食品ロス削減の取組事例集」として令和8年3月に作成・公表したところである。

そこで、令和8年度には、取組事例の横展開を図るため、フードサプライチェーンの事業者に対して、商慣習見直しの必要性や取組方法を周知啓発する「令和8年度京都府商慣習見直しセミナー（仮称）」（以下「本セミナー」という。）を開催することとし、本業務を行う。

<参考>

京都府ホームページ 事業者向けの食品ロス削減の取組、商慣習見直しによる食品ロス削減の取組事例集等

<https://www.pref.kyoto.jp/syokuloss/globalnavi02.html>

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) セミナーの開催

セミナーの開催に関する業務を行うこと。なお、セミナーの概要や留意事項は以下のとおりとする。

ア セミナーの概要

名称	令和 8 年度京都府商慣習見直しセミナー（仮称）
日時	令和 8 年 11 月頃 平日 2 時間程度
場所	京都市内会議室及びオンライン
内容	・ 令和 7 年度実態調査結果等の紹介 ・ 国、企業、又は団体等による基調講演又は取組紹介等 ・ その他食品関係企業に有用な情報の紹介（フードバンクとの連携方法など） ・ 質疑応答 等
聴講者	・ 主に、京都府内食品関係企業、業界団体、自治体等を対象。 ・ 市民団体、一般府民等の聴講も可とする。 ・ リアル最大 40 名＋オンライン最大 100 名程度を想定

イ 事前調整・準備

(ア) 企画、連絡調整

登壇者の選定やリストアップ、登壇依頼、日程調整、説明資料収集などの検討や連絡調整を行うこと。本セミナーの内容・進行については、適宜、京都府担当者と調整の上、検討を進めること。

なお、本セミナー内容の検討に当たっては、多くの府内食品関係企業の方に聴講してもらうよう考慮すること（例えば、必要に応じて、登壇者として知名度のある企業又は省庁関係者等を招く等）。

(イ) 聴講者の募集、受付

聴講申込の募集や受付を行うこと。聴講申込の状況は適時、京都府担当者に共有すること。また、本セミナーの運営や聴講に関する問合せ（メール、電話等を想定）に対応すること。

聴講者に対しては、事前に、オンライン会場の URL 送付や配布資料データの提供（掲載ページの URL 送付でも可）等を行うこと。なお、オンライン会場の URL は京都府より共有する。

(ウ) 資料作成

京都府担当者と協議の上、当日の次第や進行案等の配布資料を作成すること。なお、「商慣習見直しによる食品ロス削減の取組事例集」（2 ＜参考＞に記載の URL 参照）を印刷の上、会場参加者に配布すること（50 部印刷を想定）。

ウ 当日の運営

会場の設営（オンライン除く）・準備、登壇者・聴講者の受付、司会進行、事例紹介、会場の片付け等を行うこと。

エ 講師謝金・旅費の支払

登壇者に対して、京都府旅費規定等に従って謝金及び旅費を支払うこと。

(2) 実施報告書の作成

(1) の業務内容について、実施報告書を作成すること。なお、少なくとも対面会場の

当日の状況がわかる写真等を盛り込むこと。

5 業務完了後の提出書類

受託者は、令和9年3月12日（金）までに事業実施報告書を府へ提出すること。

6 業務委託条件

本業務委託遂行に当たり必要となる人件費、諸手当、消耗品、通信費その他諸費用については、全て契約金額に含まれるものとする。

7 成果品

次に掲げる物品等を業務委託期間終了までに、京都府総合政策環境部循環型社会推進課まで納入すること。

事業実施報告書 5部（電子ファイルを含む）

8 その他

- (1) 業務の進捗状況等について、府より説明を求められたときは、速やかに対応すること。
- (2) 仕様書に記載のない事項については、府と協議の上、決定するものとする。
- (3) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、府に帰属する。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、府が指示する場合を除き、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。